

第 2 編 分野別計画

第 1 章

茨木市地域福祉計画（第 3 次）

茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第 2 次）

第1節 前計画の評価と課題

1 地域福祉計画（第2次）の評価と課題

前計画の基本理念 「認め合い・支え合い・みんなで描く地域福祉のまちづくり」

前計画の基本目標 1 地域福祉ネットワークの推進

「地域福祉ネットワーク」については、「健康福祉セーフティネット」と「福祉まるごと相談会」をほぼ市内全域に設置できています。福祉まるごと相談会における相談件数は減少傾向にあります。一方で、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の相談延べ件数は増加傾向にあり、複合課題を抱えた世帯への関わりも増えています。

地域に潜在している相談を引き出す方法に課題があると考えられ、身近な地域での相談支援体制のあり方を検討していく必要があります。

■健康福祉セーフティネット会議の開催状況

開催状況	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
開催小学校区数	31校区	31校区	31校区
開催回数	190回	206回	214回

■福祉まるごと相談会の実施状況

相談状況	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
開設数	29か所	29か所	30か所
実施回数	740回	758回	720回
相談件数	374件	314件	280件

■福祉まるごと相談会における相談種別・件数（上位5項目）

順位	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
1	生活に関する身近なこと 117件	生活に関する身近なこと 92件	生活に関する身近なこと 54件
2	健康・医療に関すること 32件	健康・医療に関すること 33件	介護保険に関すること 26件
3	介護保険に関すること 29件	介護保険に関すること 30件	生活費に関すること 14件
4	地域活動・ボランティアに関すること 26件	その他福祉制度に関すること 19件	住宅に関すること 14件
5	家族の身の回りに関すること 17件	認知症に関すること 10件	その他福祉制度に関すること 14件

■ CSWへの相談件数

相談状況	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
設置数	14人	14人	14人
延べ相談件数	12,793件	12,741件	13,149件

前計画の基本目標2 すべての人にやさしいまちづくり

罪を犯した人の立ち直りを支え、再犯を抑制するとともに、青少年の非行を未然に防止するための拠点として、平成25年（2013年）6月に「茨木市更生保護サポートセンター」を設置し、茨木地区保護司会の協力を得て運営しています。

また、社会参加の促進を図るため、高齢者や障害者の移動支援の一環として実施している福祉タクシー料金の助成事業については、年々利用者が増加しています。

平成28年（2016年）3月には、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性の向上を図るための取組等を示す「バリアフリー基本構想」を策定しました。今後は本構想に基づき、計画的なバリアフリー*整備を進めます。

人権啓発や福祉教育の推進などについては、幅広い分野からの啓発活動が引き続き必要となります。

前計画の基本目標3 すべての人の権利が守られるまちづくり

成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見審判開始の申立てに要する費用の助成や、成年後見人等に支払う報酬の助成を行っています。判断能力が低下した身寄りのない高齢者等については、市長が申立てを行い、自立した地域生活を送ることができるように支援しています。平成28年度（2016年度）からは新たに市民後見人の養成を行っています。今後どのように利用促進を図っていくかが課題です。

虐待防止の取組としては、障害者・高齢者虐待防止ネットワークを通じた、関係機関への啓発と連携協力を行っています。

生活困窮者に対しては、平成27年度（2015年度）に施行された生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口である「くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』」を設置し、各種支援を行っています。

*バリアフリー：

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障害者の利用にも配慮すること。また、障害者に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーととらえられている。

■ 成年後見制度利用支援事業の利用件数

対象	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者	7 件	9 件	8 件
障害者	4 件	2 件	2 件
合計	11件	11件	10件

■ 成年後見制度等報酬助成事業の利用件数

対象	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
高齢者	6 件	9 件	8 件
障害者	0 件	1 件	2 件
合計	6 件	10件	10件

■ 成年後見審判市長申立件数

対象	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
認知症高齢者	5 件	5 件	6 件
知的障害者	2 件	0 件	2 件
精神障害者	2 件	2 件	2 件
合計	9 件	7 件	10件

■ 生活困窮者自立相談支援機関における相談等の件数

相談状況	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)
新規相談件数	181件	550件	542件
相談支援延べ件数	807件	2,508件	3,851件
プラン作成件数)	32件	90件	188件

* 平成26年度（2014年度）についてはモデル事業として実施

前計画の基本目標4 災害時要配慮者※支援の強化

災害対策基本法の改正を受け、平成28年度（2016年度）に災害時避難行動要支援者名簿※を整備し、平常時から見守りや相談支援活動を行っている民生委員・児童委員※に配付しました。今後は名簿の効果的な活用を検討する必要があります。

自主防災組織や要配慮者の受け入れが可能な要配慮者避難施設は増加していますが、災害時等、緊急事態が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるように、引き続き支援体制の整備に努める必要があります。

※要配慮者：

高齢者、障害者、乳幼児等、防災施策において特に配慮を要する者。

※災害時避難行動要支援者名簿：

地域防災計画の定めるところにより、災害発生時の避難等において特に支援を要する方について、避難の支援や安否の確認等のために必要な措置を実施するための基礎とする名簿。本市の登録対象者は、①身体障害者手帳1・2級所持者、②精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で単身世帯の者、③療育手帳A所持者、④要介護3～5の者、⑤その他市長が認めた者。

※民生委員・児童委員：

民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村に置かれるボランティア。担当地区内の生活に困っている人や、障害者、高齢者、児童などの相談に応じ、適切な指導・助言を行う。児童委員は児童福祉法に基づき民生委員が兼務している。

2 地域福祉活動計画（茨木ふくし知恵のわプラン）の評価と課題

茨木市社会福祉協議会では、平成22年（2010年）9月に、「だれもが安心して住み続けられる福祉のまち“いばらき”」を基本理念に、地域福祉活動計画（茨木ふくし知恵のわプラン）を策定しました。

基本理念を実現するために、「＜人＞づくり」「＜場＞づくり」「＜和＞づくり」を計画推進のポイントとして、これらに基づく様々な取組を進めてきました。

なお、計画期間については、平成30年度（2018年度）までとしていましたが、地域福祉計画と一体的に策定するに当たり、計画期間の満了を1年繰り上げたものです。

＜人＞づくり

取組1 「地区福祉活動を担う人づくり」

地域住民の地区福祉委員会活動の周知・理解を深めるため、広報紙「社協だより」、ホームページ、地域での回覧板など、様々な媒体を活用して積極的にPRに努めた結果、活動は一定認知されています。

地区福祉委員会の「敬老会」や「子育てサロン」といった各種事業でのボランティア参加については、団塊の世代を中心として新たに活動に参加する地域住民が増えてきています。

しかし、継続して地区福祉委員会の活動を担う人材は十分ではなく、特に若い世代の参加が少ないことから、担い手の高齢化や固定化などは大きな課題であり、より多くの住民の地域福祉活動への参加を推進していくため、周知・啓発を更に推進していく必要があります。

＜場＞づくり

取組2 地区福祉活動の拠点「ぷらっとホーム※」づくり

地区福祉活動の大きな役割である「相談」「交流」「協議」「調整」の活動拠点として「ぷらっとホーム」の設置を進めてきましたが、平成29年（2017年）3月現在、33の地区福祉委員会の中で5か所の設置にとどまっています。設置が進まない要因としては、「運営する体制が未整備」「適切な空き家等が見つからない」などがある中、平成29年（2017年）3月に「茨木市空家等対策計画」が策定されたことから、それらの情報を有効に活用し、地区福祉委員会でも改めて地域資源の調査を行うなどにより、今後の設置が進むことが期待されます。

※ぷらっとホーム：

地域福祉活動を展開するための要となる地区福祉委員会の拠点で、カフェやサロンを開催するなど地域住民が「気軽にぷらっと立ち寄れる場」となるもの。

国が示す「地域共生社会」の実現のためにも、「相談」や「交流」等の場づくりを推進していくとともに、設置された地区においては、地域福祉活動の拠点として、求められる機能の整備や施設の活用などを充実するため、他団体や市の事業との連携を進めていく必要があります。

＜和＞づくり

取組3 ニーズキャッチによる＜安心のわ＞づくり

潜在化している地域生活課題や複合的な問題を抱えている世帯などを把握し、支援につなげるための仕組みづくりと地域での各種ネットワークとの連携を進めてきました。また、小学校区単位で組織される「健康福祉セーフティネット」についても、地区福祉委員会として立ち上げや会議への参加協力を行い、全小学校区に設置されています。

その中で、地域生活課題の掘り起こしに取り組んでいるところですが、その方法や災害時の要配慮者への支援方策、多くの機関との連携などを含め、具体的な取組についてはまだ十分とは言えない状況にあります。

今後は、社会福祉協議会が各関係機関と協力してお互いの機能を活用し、市内の様々な分野のネットワークにおいてニーズキャッチの仕組みづくりを進めていく必要があります。

取組4 公民ネットワークによる＜支援のわ＞づくり

社会福祉協議会がつなぎ役となり、市や社会福祉法人、各種施設・事業所などと連携を進め、地域の福祉ニーズの共有や福祉課題解決のための社会資源開発に取り組むとしておりましたが、現状は各種ネットワークへの地域関係者の参加・協力といった支援にとどまっています。

今後は、更に市や各種関係機関との連携を強め、社会福祉協議会が公民のネットワークにおいて、関係機関と地域を円滑につないでいく役割を担うことを明確にしていく必要があります。

取組5 住民懇談会による〈知恵のわ〉づくり

「地区《知恵のわ》プラン」は、地区ごとの将来を見据えた事業展開の方向性を定める計画として策定を推進してきました。平成30年（2018年）3月現在、9地区で策定されています。

策定が進んでいない地区では、「日々の活動に追われて検討できない」「具体的な計画のイメージがわからない」「地区内の計画の必要性が理解できない」などがその要因となっています。

今後は、年度計画はもとより、将来を見据えた計画の策定が効率的・効果的な活動につながることから、その理解を得るため、社会福祉協議会における地区担当制を強化し、積極的に地区との関わりを深め、適切な説明と支援を行っていく必要があります。

総括

人づくり、場づくりは相互に関連している問題であり、「活動が人をよび、担い手につながり、そして人が活動を作っていく」ものであるため、この2つの要素を連動できるような仕掛けづくりを考えていく必要があります。そのためには、幅広い年齢層の参画が必要不可欠であり、その人の“強み”をいかしやすい取組を設ける、働いていることを考慮して時間や曜日の設定を考えるなどの創意工夫を行うことによって、今後も推進を図る必要があります。

和づくりの取組3と4については、包括的な相談支援体制やネットワーク体制の整備に基づき、引き続き推進を図ることとします。

取組5の「地区《知恵のわ》プラン」は、地区福祉委員会の活動を「見える化」していくことや方向性、目的を示すためにも不可欠であるため、地区行動計画として33地区で策定することとし、「PDCA」のサイクルに基づき推進していく必要があります。

第2節 地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）

1 地域福祉計画（第3次）策定の趣旨

地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画として、本市における地域福祉の推進についての施策を定めるものです。

国においては、地域福祉計画が福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられます。

民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者への支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、健康食育の各分野の施策においても関連して推進する必要があることから、地域福祉計画を、他の分野別計画に横串を通す考え方にに基づき策定します。

また、平成28年（2016年）4月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。これらの法律では、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現や、部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現することとされており、法律の趣旨も踏まえ、計画を策定します。

なお、施策の推進に当たっては、大阪府が市町村の地域福祉の支援に関する事項を定めるものとして策定した「大阪府地域福祉支援計画」を踏まえて展開します。

2 地域福祉活動計画（第2次）策定の趣旨・推進体制

本市において、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な役割を果たすように、市とも連携しながら「福祉のまちづくり」を推進していきます。

地域福祉活動計画では、厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現に向けて、これまで地域における福祉課題の解決に取り組んできた小地域ネットワーク活動※の実績を大切にしながら、前計画で示している『人づくり』『場づくり』『和づくり』に重点をおき取組を発展させていきます。

“支える”“支えられる”といった関係が固定化されるのではなく、参加者も役割を担うなどの関係をつくることができるように、地域の誰もが参加・参画できる『場づくり』として「ぷらっとホーム」を展開することで、多様な担い手づくり（『人づくり』）と、福祉分野だけでなく様々な分野と協働する体制づくり（『和づくり』）を推進します。

※小地域ネットワーク活動：

地区福祉委員会が中心となり、高齢者、障害者（児）、子育て中の親・児童などの要援護者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守りや援助活動を行うこと。

なお、計画期間については、茨木市地域福祉計画と同様に平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間とします。また、計画の策定に当たっては、理事会・評議員会・地区福祉委員長会において随時報告、協議を行いました。進行管理についても同様に行い、茨木市地域福祉計画の進行管理とも連携します。

3 両計画の一体的策定の意義

地域福祉推進のための基盤や体制整備に関する事項を規定する「地域福祉計画」と、それを実行するための活動のあり方を定める「地域福祉活動計画」とは、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わる様々な担い手の参加と協力を得ながら、取組を展開するという共通の目的を持つものです。

そこで、共通の理念と基本目標のもと、相互に連携をとりながら、より効率的・効果的に地域福祉の推進を図るため、両計画を一体的に策定するものとします。

4 主な取組

基本目標1 お互いにつながり支え合える

施策（1）見守り体制・つなぎ機能の強化

総合保健福祉計画で掲げる包括的な相談支援体制に基づき、各小学校区における発見・相談・見守り体制の強化とネットワークの整備を進めます。

【主な取組】（市）

①コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援の実施

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が各小学校区で個別訪問、聞き取りなどのアウトリーチ※、専門機関へのつなぎなどを行います。各種制度につながっていない人や制度の狭間にいる人などの要援護者に対し、分野を問わず幅広く支援します。

なお、総合保健福祉計画で推進する包括的支援体制に基づき、地域におけるコーディネート役の明確化や統合を行います。

②健康福祉セーフティネットの推進

小学校区単位で設置している健康福祉セーフティネットについては、引き続き取組を推進し、他分野のネットワークとの整理統合を図るとともに、分野を超えた相談支援や個別課題の解決、社会資源の不足や高齢者等の孤立の問題などの地域課題の発見に関する機能を強化します。

また、国の「隣保館等が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の一つとして考えられる」との方向性に沿って、いのち・愛・ゆめセンターなどの相談支援機関との連携に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①健康福祉セーフティネットへの参画・推進

経済的困窮やひきこもり、虐待などといった複雑多様化する課題に対応するため、地域での支え合い機能を強化する必要があります。

そのため、各地区で行う会議等に参画し、福祉ニーズの把握や見守り活動へのつなぎに努めます。

また、会議での情報交換や支援困難事例の検討等を通じて、各関係団体や機関の役割を認識して共通の課題解決に取り組む中で、個別支援と社会福祉協議会の地域支援担当者（コミュニティワーカー※）が担っている地域支援を一体的に行います。

施策（２）地域福祉活動の推進

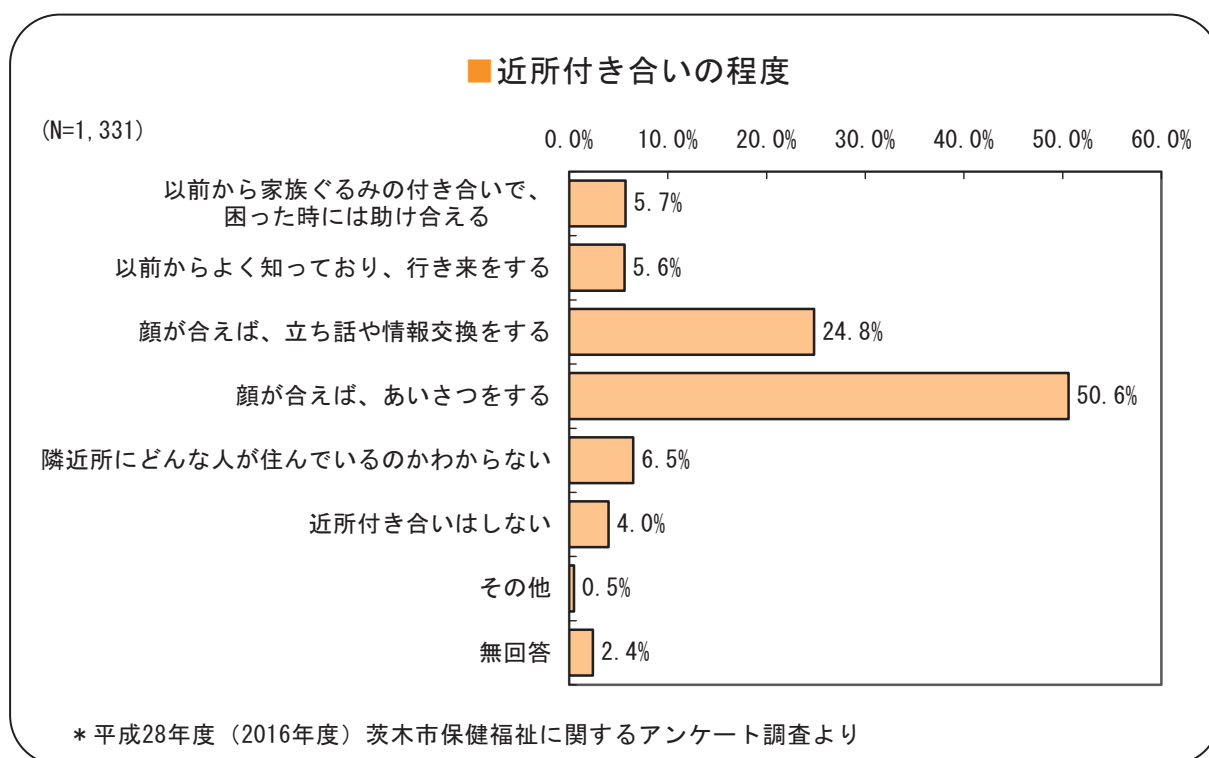
地域住民が地域課題に気づき、共感し、「我が事」と認識することができるような地域づくりを推進します。また、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、お互いにつながり支え合えるような環境整備に努めます。

【主な取組】（市）

①地域福祉活動の支援

アンケート調査結果によると、近所付き合いの程度について、何らかの付き合いがある人の割合は86.7%となっており、平成26年（2014年）2月の調査結果の84.0%から微増となっています。しかし、全体の50.6%は「顔が合えば、あいさつをする」程度であり、「困った時には助け合える」との回答は5.7%と低い割合となっています。

地域における関係が希薄となっている中、民生委員・児童委員、地区福祉委員会の活動などに対して支援を行うことで、地域福祉活動の活性化につなげ、住民相互の顔の見える関係づくりを進めます。



※アウトリーチ：

支援が必要な状態を訴えることが困難な人に対し、支援機関から関わりを持ち、必要な支援につながるよう働きかけること。

※コミュニティワーカー：

地区福祉委員会などの住民組織化の支援や当事者の組織化支援、また地域内での各関係団体と機関同士や個人と団体をつなぐ役割などを担い、住民が主体となった福祉の組織づくりや活動づくりの地域援助にあたる専門職。

②福祉事業推進基金※の活用

福祉を目的とした寄付金等をもとに設置している「福祉事業推進基金」については、広く福祉の充実を図る事業に充当していますが、より効率的・効果的な活用方法を検討するとともに、基金を活用した事業の成果を市民に周知するなど、寄付への協力者の増加を図るための方法を検討します。

③社会福祉法人の地域貢献への指導・助言

社会福祉法人が社会福祉充実計画を策定し地域公益事業を実施する場合には、地域福祉を推進する観点から意見聴取を行い、指導・助言に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①地区福祉委員会活動の推進（地区行動計画の策定）

社会福祉協議会は、地区福祉委員会が、地域の特性や課題に沿った地区行動計画（3年計画）を策定することを支援します。

また、計画に基づき、住民の合意形成を図りながら住民参加を促進する活動の実践に取り組むことや、効率的・効果的に活動が展開できるように、地区福祉委員会が「地区行動計画」の進捗管理を行うことを支援します。

地区福祉委員会は、多様化する地域課題を把握して住民主体で活動が展開できるように、地域の様々な団体や個人に参画を促し「地区行動計画」を策定します。計画では、お互いに支え合い、みんなが主役のまちづくりを進めるために、各地区福祉委員会で地域の持つ強みを引き出し、地域特性に応じた課題の共有や課題解決力の強化を目指します。

なお、すでに「地区行動計画」を策定・推進している地区に関しては、地域福祉活動計画の見直しに伴って、関連性を図りながら、地区行動計画の振り返りや評価、方向性を見直しを実施していきます。

②地域福祉推進のための寄付等への理解促進と有効活用

住民による地域での支え合い活動の重要性が高まる中、直接活動に参加することが難しい人であっても、賛助会員※になることにより会費で地域福祉活動を支えるなど、活動への参加方法について様々な選択肢を示していきます。

※福祉事業推進基金：

高齢者、障害者、子ども等の社会福祉の推進を図るために必要な事業の実施に要する経費に充てるため、茨木市条例に基づいて設置されている基金。

※賛助会員（賛助会費）

社会福祉協議会の活動の趣旨について理解・賛同して事業に参加・協力し、活動を支える会員。またその会費。

賛助会員（賛助会費）においては、趣旨を理解する賛同者のすそ野が広がるように、また共同募金は、地域福祉活動において中央共同募金会が示す「地域をつくる市民を応援する募金への転換」を目指した改革の方向性に沿って、住民の参画のもと活用できるようにしていきます。

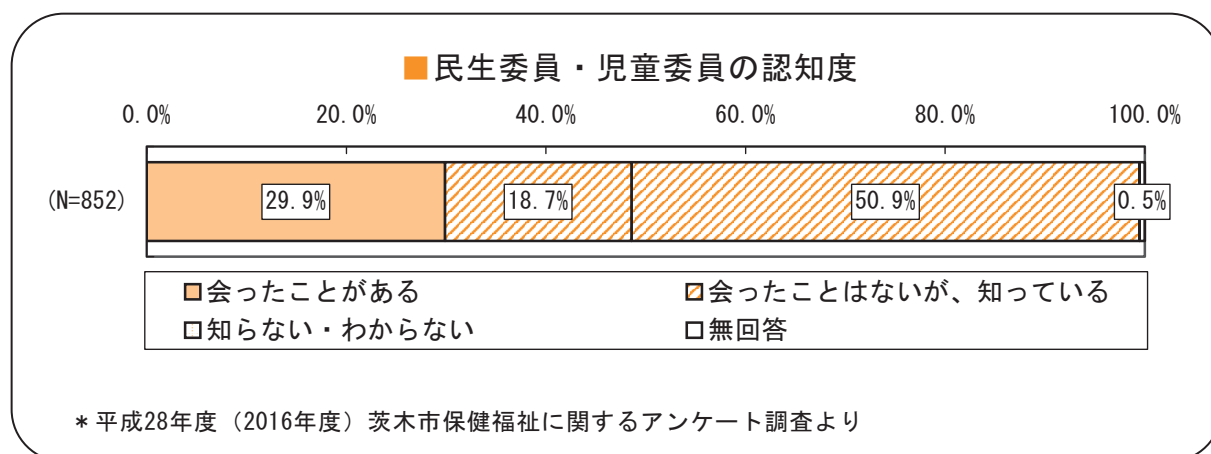
その他の寄付に関しても、活用方法を明確化することで住民の理解促進を図るとともに、効率的・効果的に活用する方策を検討し、地域福祉活動・市民活動を推進します。

【達成目標】

指標	平成28年度 (2016年度)	平成35年度 (2023年度)	担当
地区行動計画を策定している地区数	9地区	33地区 (全地区)	社会福祉協議会

施策（3）民生委員・児童委員活動の推進

市民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動について、市民への周知・啓発を行うとともに、民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備を進めることにより、民生委員・児童委員活動の推進に努めます。



【主な取組】（市）

① 民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発

平成28年度（2016年度）に実施したアンケート調査結果によると、地域担当の民生委員・児童委員を知っている市民の割合は48.6%であり、平成26年（2014年）2月の調査結果の48.1%からほとんど変化がない状況です。

民生委員・児童委員の役割や活動内容について、引き続き周知・啓発を行い、市民の理解を深めることによって、要援護者が民生委員・児童委員につながりやすくなる環境づくりに努めます。

②民生委員・児童委員活動への支援

高齢者や生活困窮者等、民生委員・児童委員が相談支援に当たる対象者の増加や、対象者の抱える課題の多様化・複雑化に対応できるように、民生委員・児童委員に対して、福祉制度の基礎知識や相談技術、人権問題などに関する研修を実施します。

また、民生委員・児童委員が地域の身近な相談窓口として実施する相談会や訪問相談（福祉まるごと相談等）への支援を行うとともに、必要に応じてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等との連携が図れるような体制を整えます。

③民生委員・児童委員の担い手の確保

民生委員・児童委員活動をサポートする体制を整えるとともに、職務内容の見直しを行い、民生委員・児童委員の職務への負担感を軽減することにより、活動に取り組みやすい環境を整え、新たな担い手の確保に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①民生委員・児童委員と連携した地域福祉の推進

暮らしの困りごとをより早く把握できるように、民生委員・児童委員と情報交換や意見交換を行うとともに、地域の活動情報や相談窓口など住民が必要とするものを提供します。

また、民生委員・児童委員との連携を密にしながら、各地区の活動拠点「ぷらっとホーム」などで相談活動が実施できる環境を整備します。

施策（４）更生保護活動の推進

過去に罪を犯した人たちの地域社会での立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥ることのない環境づくりを推進します。取組の推進に当たっては、保護司会や大阪保護観察所など、様々な関係団体との連携を図ります。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）及び同法に基づき国が策定した「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（再犯防止推進計画）」（平成29年（2017年）12月15日閣議決定）の内容を踏まえて取り組みます。

【主な取組】（市）**①茨木市更生保護サポートセンターの設置・運営支援**

再犯や非行を未然に防止するため、保護司による生活上の助言・指導や就労支援の相談窓口等として設置した「茨木市更生保護サポートセンター」の運営支援を行います。

②「社会を明るくする運動※」の推進

犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めることができるように、「社会を明るくする運動」において啓発のための行事や街頭宣伝活動等を実施します。

③保護観察対象者に対する就労の場の提供

保護観察対象者に就労の場を提供することにより、再犯・再非行を防止し、社会への復帰を支援します。

④更生保護関係団体の活動支援

保護司会をはじめ、更生保護女性会、BBS会※、協力雇用主会及び更生保護推進協議会の活動を支援するとともに、相互に協力して犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します。

【主な取組】（社会福祉協議会）**①「社会を明るくする運動」への協力**

「社会を明るくする運動」へ参加・協力を行うことで、地域において安全で安心に暮らすために犯罪や非行を防止し、更生を目指す人を支援できる地域づくりに協力していきます。

※社会を明るくする運動：

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省の主唱により実施され、毎年7月を強調月間としている。

※BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）：

様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

基本目標2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）生活困窮者の自立に向けた支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事が見つからない、将来に不安があるなど、困難を有する生活困窮者が制度の狭間に陥らないように、様々な機関と連携した支援体制の充実を推進します。

【主な取組】（市）

①生活困窮者の早期発見・早期支援

暮らしに関する様々な課題を抱える人からの相談をまず受け止める窓口として設置した、生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）において、生活困窮者を早期に発見し、早期の支援へとつなぎます。

また、生活保護が必要な状況にある要保護者に対しては、生活保護制度への適切なつなぎを行います。

②生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施

生活困窮者を取り巻く課題解決と自立に向けた計画（支援プラン）を策定し、いのち・愛・ゆめセンターや消費生活センターなどの市の相談機関を活用するとともに、公共職業安定所（ハローワーク）*や社会福祉協議会、各相談支援機関との連携によるフォーマルな支援や地域での見守りなどのインフォーマルな支援を組み合わせながら、生活困窮者の個々の状況に応じた柔軟な支援を提供します。

③就労の体験や訓練を活用した就労準備支援の推進

就労に課題を抱える生活困窮者等に対して、市役所で実施している庁内職場実習や、民間事業者の取組である就労訓練などを活用して、働くことを体験し、就労に対する意欲を高めるとともに、一般就労へつながるように支援します。

④子どもの学習支援事業の推進

貧困が世代を超えて連鎖することのないように、生活困窮世帯の子どもに対して、学習・生活支援事業などを実施し、子どもが夢と希望を持って社会で生きていく力を育みます。

*公共職業安定所（ハローワーク）：

求人募集や求職の相談支援など雇用に関する総合的な行政サービスを行う公的機関。

⑤全庁的な実施体制の推進

生活困窮者等への支援を総合的かつ効果的に実施するため、税・保険料等の債権担当窓口、子育て・人権・教育などの相談窓口等、庁内の関係各課と協力し、全庁的な実施体制を推進します。

⑥生活困窮者支援における他機関との連携

フードバンクなどの民間の生活困窮者支援の関係団体や、電気・ガスなどのライフライン事業者との連携を図り、効果的な事業の実施を検討します。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①生活困窮者自立支援事業との連携

「生活福祉資金貸付事業」や「日常生活自立支援事業」、「善意銀行事業」等、社会福祉協議会が実施する事業につなげるなど、生活に様々な課題を抱える人の自立へ向けて支援します。

【達成目標】

指標	平成28年度 (2016年度)	平成35年度 (2023年度)	担当
生活困窮者自立支援事業新規相談件数	542件	874件（＊）	市
就労支援対象者数	78件	262件（＊）	市
生活困窮者自立支援事業の就労支援による就労・増収実績	71件	197件（＊）	市

* 国の経済・財政再生計画改定工程表（平成28年（2016年）12月）の達成目標目安値を参考に設定

新規相談件数：人口10万人当たり1か月26件の目安×12か月として算定

就労支援対象者数：新規相談件数の30%

就労・増収実績：就労支援対象者数の75%

施策（２）生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

生活困窮者の支援においては、個別の支援だけではなく、地域として生活困窮者等の早期発見や見守りができる体制を整備し、働く場や参加する機会を広げていくことが必要となります。生活困窮者が社会とのつながりを実感できるような地域づくりを目指します。

【主な取組】（市）

①生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者に対する個別の支援を通じ、地域の社会資源を有効に活用するとともに、地域住民の理解と協力のもと、地域の実情や特長をいかしながら、生活困窮者が支えられるだけではなく、活躍できる場を創出するなど、より良い地域づくりの推進に努めます。

②スマイルオフィス※事業の推進

これまで障害福祉分野で実施してきたスマイルオフィス事業における就労支援のノウハウをいかし、就労に課題を抱える生活困窮者等に対して就労の場を提供するとともに、一般就労に向けた支援に取り組みます。また、就労に結びついた後も定着できるように、定期的にモニタリング等を行い、本人の支援だけでなく、職場の理解が深まるように努めます。

③多様な働き方（中間的就労）の場の創出

様々な課題を抱え、就労する上で配慮を要する人に対し、本人の状況に応じた多様な働き方を認める企業の受け入れ先を増やすことで、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①生活困窮者を早期に支援へつなげる仕組みづくり

福祉課題が複雑多様化する中、制度の狭間にいる要援護者や地域課題を早期に把握するため、「ぷらっとホーム」やサロン※など地域での活動を活用し、保健・福祉・介護などの各専門職が連携しながら、できるだけ身近なところでの相談機能を充実させることで生活困窮者の早期発見・支援につなげる仕組みづくりを推進します。

②生活困窮者を支援できる地域づくり

課題を抱えている人たちに対する無関心や社会的排除など、生活困窮者を取り巻く環境改善のために、地域で実施している活動が生活困窮者にとっての居場所となるような地域づくりを進めます。

また、これらの新たな課題解決に対応するために、地域の社会資源創出の視点が持てる地域づくりを支援します。

※スマイルオフィス：

市が生活困窮者等を直接に短期間雇用し、就労支援を行う、一般就労に向けた取組。

※サロン：

地域において、交流・健康づくり・子育てなどを目的として、気軽に集まるための場。

基本目標3 “憩える・活躍できる” 場をつくる**施策（１）地域で活躍できる人材の育成**

地域住民が、それぞれの個性や能力に応じた役割を担い、地域で活躍することができるような環境づくりを推進します。

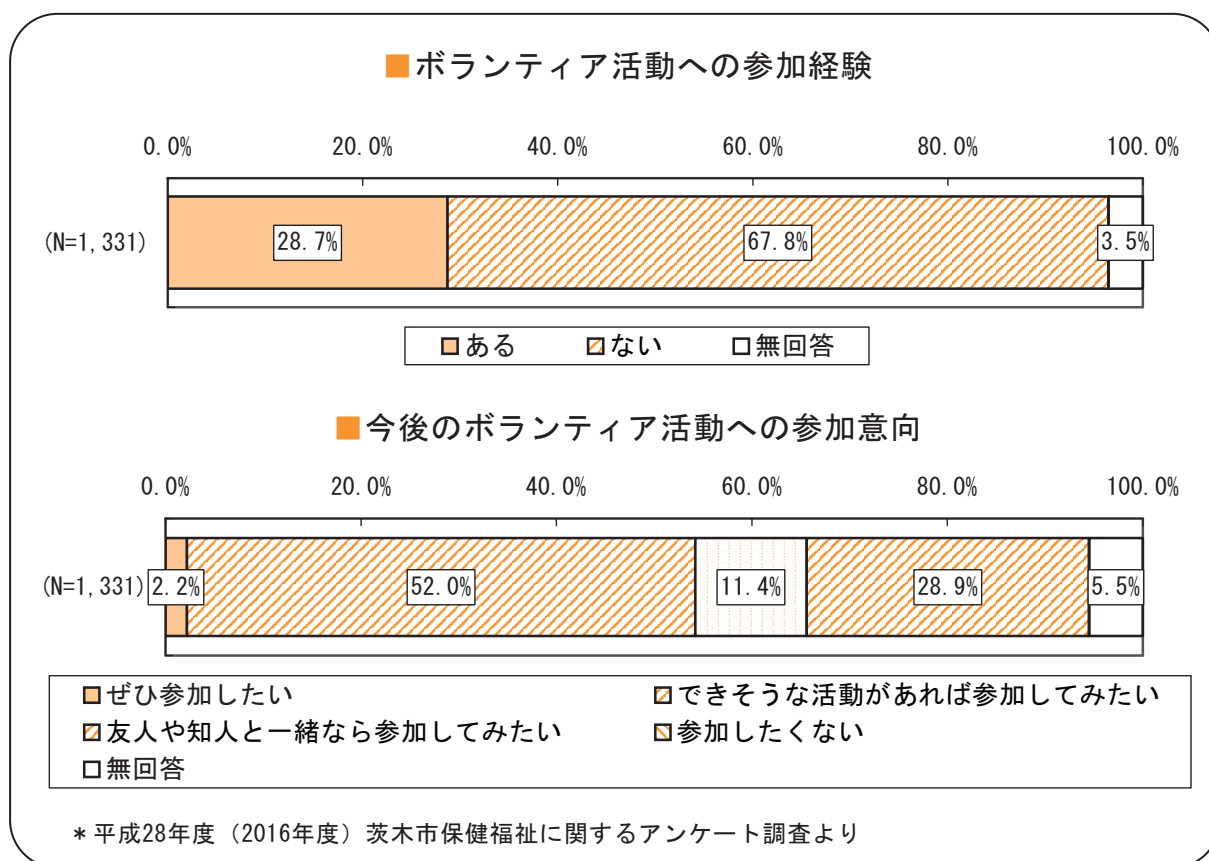
【主な取組】（市）**①ボランティア活動への支援**

多様な世代がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、地域のボランティア団体・市民活動団体等によるボランティア活動や福祉活動を支援します。

【主な取組】（社会福祉協議会）**①地域福祉活動の担い手づくり**

平成28年度（2016年度）に実施したアンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加経験が「ある」と答えた市民が全体の28.7%、「ない」と答えた市民が67.8%となっており、参加したことのない市民が多いのが現状です。一方で、今後のボランティアへの参加意向としては、「参加したい」と「参加してみたい」を合わせての回答が全体の65.6%もありました。

地域福祉の新たな担い手を発掘して育成するために、こういったボランティア活動への参加意欲はありながら参加していない人への積極的なPRやボランティア養成講座のメニューの充実、ボランティアへの支援など、個々の強みや趣味、特技をいかせる機会づくりと気軽に参加・活動できる仕組みづくりに努めます。



②福祉教育の充実

地域住民が、地域の具体的な生活課題をテーマに取り上げ、その解決に取り組む中、お互いに学びを共有し合って次なる実践につなげていき、一人ひとりの学びの共有化という過程を重要視しながら課題解決力を高める働きかけを行います。

子どもたちへは、「福祉」や「ボランティア」等をテーマにした講話や福祉体験を通じて、当事者や活動者について学ぶ福祉教育の機会を提供し、福祉に対する気づきを促します。

また、福祉・防災・消費者問題など、地域における生活課題に対しての学習会や研修会を実施することで、大人も学び合う福祉教育を実施します。

【達成目標】

指標	平成28年度 (2016年度)	平成35年度 (2023年度)	担当
ボランティアの養成講座メニュー数	5種類	10種類	社会福祉協議会

施策（２）地域の交流・活動拠点づくりの推進

地域での活動を推進していくためには、活動のための拠点の充実が必要です。地域住民の身近なところで地域福祉活動が展開され、きめ細やかな支援が提供されるように、活動拠点づくりを推進します。

【主な取組】（市）

①地域福祉活動拠点の確保支援

地域住民が気軽に集い、活動・交流を行うことができる場の充実を図るため、身近な場所で地域福祉活動拠点が確保できるように支援します。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①ぷらっとホーム事業推進

地区福祉委員会の活動拠点を整備する「ぷらっとホーム」事業を推進します。

活動拠点を整備することで、地区福祉委員会がこれまで取り組んできた福祉的課題解決の実績を踏まえて、地域における様々な問題を生活課題として共有し、解決を図る仕組みづくりにつなげます。

「ぷらっとホーム」には、誰もが自由に出入りし気軽に過ごす『地域交流の場（憩いの場）』、障害のある人や認知症の人等の当事者や住民誰もが参加できる『社会参加の場』、必要な情報が必要な住民へ届く『情報提供・発信の場』、気軽に立ち寄り悩み相談もできる『ニーズ把握・共有の場』、地域の活動者同士が話し合える『地域協議の場』、住民同士の安否確認ができる『見守りの場』、参加者同士が交流し新たなことにもチャレンジできる『人づくりの場』など様々な機能を持たせます。

また、今まで公民館やコミュニティセンターで実施していたサロンや会食会などを「ぷらっとホーム」で開催することで活用頻度を高め、日常的な相談機能も強化していきます。

【達成目標】

指標	平成28年度 (2016年度)	平成35年度 (2023年度)	担当
「ぷらっとホーム」の設置数	5か所	33か所	社会福祉協議会

基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）権利擁護の推進

認知症や障害により判断能力が十分ではない状態であっても、日常生活上、不利益を受けることなく、その人らしい生活を送ることができるように権利擁護の取組を推進します。取組の推進に当たっては、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）及び同法に基づき国が策定した「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年（2017年）3月24日閣議決定）の内容を踏まえるものとします。

また、障害者・高齢者虐待防止ネットワーク等を通じて、関係機関への啓発、連携協力を図ります。

【主な取組】（市）

①市民後見人の養成・活用

成年後見制度を必要とする人が増加する傾向にあり、親族や専門職だけでは後見人が不足することが想定されることから、大阪後見支援センターと連携・協力して、身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人を養成します。

また、養成講座を修了し、市民後見人バンクに登録した市民が後見人等として活躍できる環境を整備します。

②成年後見審判（法定後見※）市長申立による権利擁護

後見開始等の審判の申立てができるのは、本人又は本人の家族等に限られています。そこで、身寄りがない、又は家族から虐待を受けている等の理由により、成年後見制度利用の必要性があるにもかかわらず、申立てができない高齢者や障害者等については、市長が申立てを行うことで、その人らしい生活を送ることができるように支援します。

※法定後見（制度）：

本人の判断能力が低下したとき、本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等の申立てにより、後見開始等の決定を行い、本人をサポートする制度。成年後見制度は、法定後見制度と任意後見制度から成り、任意後見制度は本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人（任意後見人）を、自ら事前の契約によって決めておく制度。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①権利擁護の支援体制の強化

福祉サービスを自ら選び契約する時代になり、必要で適切なサービスを利用できるように、権利を守るための支援体制や情報提供体制の強化が欠かせません。

そこで、社会福祉協議会が行う「日常生活自立支援事業」などを通じて、判断能力が低下しても、その状況に応じて福祉サービスや福祉活動などによる多様な援助が切れ目なく提供されるように、地域福祉の担い手である地域住民や関係機関が協働し、権利擁護の支援体制を更に強化するように努めます。

【達成目標】

指標	平成28年度 (2016年度)	平成35年度 (2023年度)	担当
市民後見人の養成人数	4人	14人	市

基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）情報提供の充実

市で行う事業を充実させるだけでなく、市民にその周知を図り、必要な人に必要な情報が届くように、多様な手段を用いて情報提供の充実を図ります。

【主な取組】（市）

①分かりやすい情報提供の仕組みづくり

平成28年度（2016年度）に実施したアンケート調査結果では、福祉に関する施策や事業に関する情報の入手先として、「広報誌」が78.1%と最も多く、次いで「回覧板や掲示板」が42.9%となっています。市民に最も活用される市広報誌をはじめ、ホームページ、保健福祉に関する情報誌・パンフレットなどにより、分かりやすくきめ細かな情報提供に努めます。また、近年、利用者が増えているSNS*などについても、積極的に活用を図ります。

■福祉に関する施策や事業に関する情報の入手先（複数回答可）

(N=1,331)

情報の入手先	割合
広報誌（広報いばらき、社協だより）	78.1%
回覧板（自治会報、福祉委員会だより等）や掲示板	42.9%
新聞やテレビ、ラジオ	16.5%
公共施設や病院等でのチラシやポスター	11.9%
ご近所の方から（自治会・民生委員等を含む）	11.0%
市のホームページ	10.4%
SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	2.4%
その他	2.2%

* 平成28年度（2016年度）茨木市保健福祉に関するアンケート調査より

* SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：

インターネット上で登録された利用者同士が交流できる会員制サービス。

②情報アクセシビリティ[※]の向上

情報入手が困難な人であっても、必要な情報を適切に取得できるように、多様な情報提供手段を活用することにより、情報アクセシビリティの向上に努めます。

③出前講座の充実

保健福祉各分野における出前講座のメニューを充実させるなど、様々な機会を通じて地域住民への分かりやすい情報提供に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①広報活動の充実

ホームページや広報紙などを活用し、社会福祉協議会や地区福祉委員会の活動内容のPRや、福祉に関する情報を市民にとって分かりやすい表現となるように工夫して積極的に発信することで、より多くの市民への周知・啓発に努めます。

また、地域でのサロンや「ぷらっとホーム」で、地域活動に関わっている人から必要な情報提供を行うほか、障害のある人や加齢・認知症などにより理解をするごとに課題を抱える人など、その人に応じた情報提供方法を地域の関係団体や地域活動に関わっている人と連携し考えていきます。

また、社会福祉協議会が支援している当事者団体や登録団体などの活動情報が、当事者や参加者へスムーズに届く仕組みづくりを行います。

[※]情報アクセシビリティ：

年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

施策（２）災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握

地域で支え合い、助け合う関係を築く中で、要配慮者を把握し見守り、災害時等の緊急時に安否確認や支援を行うことができる仕組みを整備します。

【主な取組】（市）

①ネットワークを通じた要配慮者の把握

災害発生時の円滑な安否確認のため、民生委員・児童委員等に「災害時避難行動要支援者名簿」を提供し、平常時からの見守りや相談・支援活動を通じて、要配慮者情報の把握に努めるとともに、災害発生時に円滑な安否確認ができるように、支援体制の充実を図ります。

②災害ボランティアセンターとの連携

災害発生時に、市と社会福祉協議会が締結した協定に基づき設置する「災害ボランティアセンター」が、その機能を十分発揮できるように、平常時から関係団体との連携に努めます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①災害ボランティアセンターの設置

協定に基づいて市と連携し、災害時には復興支援ができるように、災害ボランティアの円滑なコーディネートを行う災害ボランティアセンターを設置運営するため、平常時より定期的な訓練や関係団体との連携に努めます。

②地域力をいかし、災害に備える福祉活動の実施

災害時にスムーズな動きが取れるように、平常時より地区福祉委員会や自治会、自主防災組織など地域の各団体との連携強化を図り、サロンなど既存の地域活動を通じた該当者からの災害時要配慮者の把握と情報伝達ルートの確保に取り組みます。

施策（３）地域防犯活動の充実

【主な取組】（市）

①防犯意識の普及推進

安全安心アドバイザー※が行う防犯知識の普及・啓発により、地域住民の防犯に関する意識の高揚を図るとともに、関係機関等との連携を通じて、地域における防犯活動の充実に取り組みます。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①犯罪や非行が起こらない地域づくり

地区福祉委員等が登下校の見守り活動などを通じて、子どもたちをめぐる犯罪が起きることを未然に予防できる防犯意識の高揚や、子どもたちから地域の人と顔の見える関係をつくることにより、犯罪や非行が起こらない地域づくりを推進します。

※安全安心アドバイザー：

高齢者等に対し、防犯・交通安全等の情報提供や注意喚起を行うことにより、安全で安心なまちづくりを推進するため、民生委員児童委員協議会役員及び地区委員長に、茨木市長及び茨木警察署長が委嘱しているもの。

基本目標6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）生活保護制度の適正実施

【主な取組】（市）

①生活保護制度の適正実施・個別支援

生活保護が必要な状況にある要保護者に対して、生活保護制度を適切に実施します。被保護世帯に対して個別に支援を行うとともに、必要に応じて専門職による健康管理支援や就労支援などを行うことで、生活の安定や自立促進を図ります。

また、生活保護から自立した際には、再び生活困窮状態に陥らないように、関係各課と連携して支援を行います。

【主な取組】（社会福祉協議会）

①生活保護制度との連携

被保護世帯に対して、「生活福祉資金貸付事業」による貸付や「日常生活自立支援事業」などの支援を通じて、制度と連携した支援を行います。

施策（２）社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

【主な取組】（市）

①社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

サービス提供の質の確保及び給付の適正化が図られるように、社会福祉法人及び福祉サービス事業者に対し、指導監査を実施します。

②第三者評価等によるサービスの質の向上

福祉サービス事業者については、利用者の安心・信頼を獲得するため、自らが積極的にサービスの質の向上に向けて取り組むことが重要であることから、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場で行う第三者評価の受審促進に努めます。